

中山間地域等一覽

中山間地域等						
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)				特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)		
(合併前市町村名)	(旧市町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令
羽須美村 (全域)	(阿須那村) (口羽村)	○山村振興法第7条第1項 ○過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項	該当なし			
瑞穂町 (全域)	(市木村) (田所村) (出羽村) (高原村) (布施村)					
石見町 (全域)	(井原村) (中野村) (日貫村) (日和村) (田所村) (矢上村)					
従来どおり						

田南町

該当なし

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算